

人材紹介企業向け

不正申告被害・違約金請求

東京美容法律事務所



TOKYO BEAUTY
LAW OFFICE

よくある不正申告被害

①不正申告とは？

採用したにもかかわらず、採用していないと虚偽の申告をすることによって、人材紹介料の支払いを免れること。

②不正申告被害の実態

- ・一部の上場企業の開示で、「違約金収入」が大きい例が確認される。
 - ・裁判上も人材紹介料や違約金の請求が認められているケースが多い。
- 不正申告被害が発生し得る構造上のリスク。

③人材紹介会社における課題

- ・不正申告被害に気がついていない（見えにくい／把握しづらい）。
- ・不正探知→証拠化→請求の一連の流れが仕組み化されていない。



裁判所が不正を認定した主なパターン

① 「不採用」通知後の直接雇用

「不採用」と回答しつつ、裏で求職者と雇用契約（業務委託契約）を締結。

② 直接交渉禁止条項の違反

紹介会社を介さず、求職者に直接連絡して、選考・条件交渉を進める。

③ 紹介後一定期間内の無断雇用

紹介会社への報告・承諾なく、契約で定める期間内に雇用（業務委託）。

※期間は契約により異なる（例：1年～2年程度）

④ 関連会社・別拠点での採用

契約当事者以外（関連法人／グループ会社／別施設）で採用し、紹介料の支払を回避。

裁判例～不正申告／中抜きは違約金請求が認められる～

①「辞退」と虚偽→裏で直接雇用（東京地裁令和4年4月19日判決）

事案：紹介会社には「辞退」と嘘をつき、裏で直接雇用。

裁判所：通知義務違反および紹介料を免れる目的を認定。

認容額：紹介手数料約362万円 + 違約金2倍約659万円 = 1,022万2,560円。

②雇用に至らずとも「直接交渉」自体が違反（東京地裁令和3年3月17日判決）

事案：面接中に「直接応募（直接連絡）」を促した。

裁判所：雇用していなくとも「直接交渉」自体が禁止条項違反。

認容額：12か月分の想定賃金相当=247万5,200円

Ⅰ 違約金の標準設定と請求インパクト（3名で合計1,800万円）

①標準的な違約金設定（例）

- ・違反1件につき：300万円

②実務上のポイント

- ・複数の違反は「件数分」で請求し得る。

③試算例：不正申告被害が3名発覚した場合

（前提：理論年収 1,000万円/人、紹介手数料 理論年収の30%）

- ・紹介手数料：300万円 × 3名 = 900万円
- ・違約金 : 300万円 × 3件 = 900万円
- ・合計 : 1,800万円



TOKYO BEAUTY
LAW OFFICE

Ⅰ 不正探知の運用例

①不正探知の観点

- ・再就職時の求職者の職務経歴書の確認
- ・求人企業の公開情報（HP／フロク／SNS等）の確認
- ・求職者の公開情報（SNS／LinkedIn等）の確認
- ・必要に応じた応募者に対する事実確認（採用・就業の有無／時期等）

②着手順（優先順位の目安）

- ・求人掲載が多いのに採用申告がほとんどない企業
- ・利用期間が長いのに採用申告がほとんどない企業
- ・連絡対応が粗野等、法令遵守意識が疑われる企業
- ・代表者が単独で採用対応等、社内チェックが働きにくい企業



Ⅰ 違約金請求の方法

契約書／利用規約に入れておくべき主な条項

①直接連絡の禁止：

- ・紹介後の一定期間（例：1～2年程度）、求職者への直接連絡・選考・条件交渉を禁止。

②通知義務：

- ・選考状況、採否、入社の事実・時期等を遅滞なく報告させる規定。

③違約金条項：

- ・「紹介手数料の2倍」など、違約金の算定方法を具体化
- ・複数違反は件数分請求し得る旨を明記（例：採用隠しが複数名の場合）

④遅延損害金：

- ・（例）年14.6%等の遅延損害金を規定。

Ⅰ 支援内容

① 契約書の整備・見直し

- ・条項の整備及び見直し（直接連絡禁止／通知義務／違約金条項等）

② 不正探知の運用設計に関する助言（※調査の実作業は貴社にて実施。）

- ・公開情報確認に関する助言（求人企業HP／SNS等、求職者SNS等）
- ・重点調査先の抽出基準、優先順位付けの助言

③ 証拠化

- ・担当者からのヒアリング／メール、職務経歴書等の確認
- ・事実関係の整理（時系列・接点・発言・資料の棚卸し）

④ 債権回収

- ・請求方針の策定
- ・内容証明／交渉／訴訟の実務対応



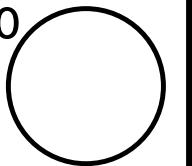
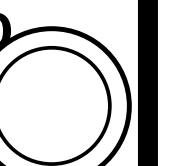
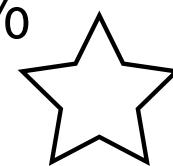
TOKYO BEAUTY
LAW OFFICE

料金プラン (税別)

※プラン変更可能：変更希望月の前月末日までにお申し出いただければ、翌月1日より変更可能です。

※中途解約可能：解約希望月の前月末日までにお申し出いただければ、翌月末日をもって契約終了となります。

※稼働超過時：4000円／6分

	ライト	スタンダード	プレミアム
月額	10万円	20万円	30万円
人材紹介の法務相談	チャット無制限	チャット無制限	チャット+通話無制限
人材紹介契約書チェック	約4件/月（3時間分）	約8件/月（6時間分）	約12件/月（9時間分）
紹介料・違約金回収	交渉着手金※：10万円 成功報酬：30% 	交渉着手金※：10万円 成功報酬：25% 	交渉着手金※：10万円 成功報酬：20% 

※訴訟移行の場合は別途、追加着手金（個別見積）

事務所紹介・問い合わせ

法律事務所名

東京美容法律事務所

設立

2024年9月6日

代表弁護士

弁護士 稲葉 大輔

メール

d.inaba@tokyobeautylaw.com

webサイト

daisukeinaba.com



TOKYO BEAUTY
LAW OFFICE